

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要
綱」の一部改正について

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」を別紙のとおり
改正する。

以 上

(別 紙)

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要
綱」の一部改正について

記第9の1中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同2の表第6の1の
(1)のアの項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

付 記

この改正は、令和8年2月1日から実施する。